

## 決 定 要 旨

被 審 人（本 店） 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

（商 号） 沖電気工業株式会社

上記被審人に対する平成25年度（判）第3号金融商品取引法（以下「法」という。）違反審判事件について、法185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官松葉知久、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1680万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成25年8月6日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年6月5日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項4号に該当

被審人は、東京都港区虎ノ門一丁目7番12号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されている会社であるが、プリンタ事業等を営む海外連結子会社において、架空売上による売掛金を過大計上し、売上債権に係る貸倒引当金を過少計上するなどした結果、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年 8月12日	第86期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年4月1日 ～平成21年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が42,692百万円であるところを55,260百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上等
2	平成21年 11月12日	第86期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年7月1日 ～平成21年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が42,374百万円であるところを54,708百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上等
3	平成22年 2月9日	第86期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年10月1日 ～平成21年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が40,244百万円であるところを52,630百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
4	平成22年 6月29日	第86期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年4月1日 ～平成22年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が1,875百万円であるところを8,768百万円と記載 連結当期純損益が▲3,280百万円であるところを3,619百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が47,578百万円であるところを64,810百万円と記載	
5	平成22年 8月12日	第87期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年4月1日 ～平成22年6月30日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が37,464百万円であるところを51,336百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上等
6	平成22年 11月12日	第87期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年7月1日 ～平成22年9月30日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が33,279百万円であるところを48,380百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
7	平成23年 2月10日	第87期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年10月1日 ～平成22年12月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が57,973百万円であるところを73,193百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リバートの未処理による売掛金の過大計上等
8	平成23年 6月29日	第87期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成22年4月1日 ～平成23年3月31日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が1,192百万円であるところを5,906百万円と記載 連結当期純損益が▲31,783百万円であるところを▲27,001百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リバートの未処理による売掛金の過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が38,859百万円であるところを59,903百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
9	平成 23 年 8 月 11 日	第 88 期事業年 度第 1 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額 が 34,747 百万 円であるところ を 55,525 百 万円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
10	平成 23 年 11 月 11 日	第 88 期事業年 度第 2 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益 が▲5,222 百万 円であるところ を▲856 百万 円と記載 連結四半期純 損益が▲9,660 百万円である ところを▲ 5,000 百万円と 記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
			平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額 が 30,473 百万 円であるところ を 53,609 百 万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
11	平成24年 2月10日	第88期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成23年4月1日 ～平成23年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益が355百万円であるところを3,925百万円と記載 連結四半期純損益が▲10,599百万円であるところを▲6,295百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上等
			平成23年10月1日 ～平成23年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が30,018百万円であるところを52,053百万円と記載	
12	平成24年 6月28日	第88期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成23年4月1日 ～平成24年3月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が9,075百万円であるところを14,550百万円と記載 連結当期純損益が1,555百万円であるところを8,000百万円と記載	・架空売上による売掛金の過大計上 ・貸倒引当金の過少計上 ・リベートの未処理による売掛金の過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が41,251百万円であるところを67,524百万円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2)

## 2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号4

法172条の4第1項本文、24条1項

番号1、同2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「課徴金府令」という。）61条の3を適用する。

番号5、同6及び同7

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号8

法172条の4第1項本文、24条1項

番号5、同6、同7及び同8は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び課徴金府令61条の3を適用する。

番号9、同10及び同11

法172条の4第2項前段、1項本文、24条の4の7第1項

番号12

法172条の4第1項本文、24条1項

番号9、同10、同11及び同12は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法185条の7第6項及び課徴金府令61条の3を適用する。  
また、同12については、法185条の7第12項を適用する。

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1、同2、同3及び同4

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第86期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第86期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第86期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第86期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第86期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第86期第1四半期報告書	4,006,065円
第86期第2四半期報告書	3,961,891円
第86期第3四半期報告書	3,186,759円
第86期有価証券報告書	3,566,083円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第86期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第86期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第86期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第86期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第86期第1四半期報告書、第86期第2四半期報告書、第86期第3四半期報告書及び第86期有価証券報告書が、いずれも第86期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び課徴金府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第86期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000)$$



+6,000,000)

=1,200,000 円

第86期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第86期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第86期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=2,400,000 円

となる。

番号5、同6、同7及び同8

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第87期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第87期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第87期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第87期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第87期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第87期第1四半期報告書	3,611,818 円
第87期第2四半期報告書	3,074,132 円
第87期第3四半期報告書	3,060,568 円
第87期有価証券報告書	3,199,531 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第87期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第87期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第87期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第87期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第87期第1四半期報告書、第87期第2四半期報告書、第87期第3四半期報告書及び第87期有価証券報告書が、いずれも第87期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び課徴金府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第87期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第87期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第87期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第87期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

#### 番号9、同10、同11及び同12

法172条の4第1項本文及び2項前段の規定により、被審人の第88期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第88期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第88期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第88期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第88期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算

出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第88期第1四半期報告書	2,969,664円
第88期第2四半期報告書	3,298,201円
第88期第3四半期報告書	2,948,567円
第88期有価証券報告書	3,251,011円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第88期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第88期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第88期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第88期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第88期第1四半期報告書、第88期第2四半期報告書、第88期第3四半期報告書及び第88期有価証券報告書が、いずれも第88期事業年度に係るものであることから、法185条の7第6項及び課徴金府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分し、さらに、第88期有価証券報告書については、法26条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、法185条の7第12項の規定により、按分後の金額に100分の50を乗じて得た額となり、

第88期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第88期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第88期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000 円

第 8 8 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \times 50/100$

=1,200,000 円

となる。